

## 福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか福山市の産業廃棄物の適正処理のための措置の一環として、県外で排出される産業廃棄物を市内へ搬入し、処理する場合には、排出事業者から市長へ事前に協議することとし、その手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物：法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物：法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 排出事業者：自らの事業活動に伴って産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を排出する者をいう。
- (4) 県外産業廃棄物：広島県の区域外の事業場(工事現場を含む。以下同じ。)から排出される産業廃棄物をいう。
- (5) 県外特別管理産業廃棄物：広島県の区域外の事業場から排出される特別管理産業廃棄物をいう。
- (6) 市内搬入処理：県外産業廃棄物(県外特別管理産業廃棄物を含む。)を福山市の区域内へ収集運搬し、処分することをいう。
- (7) 中間処理：産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。第8号から第12号までにおいて同じ。)を安全かつ安定した状態に変化させるため及び減量化するため、焼却、中和又は破碎等の処理を行うことをいう。
- (8) 最終処分：産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を生活環境保全上支障がない方法で適切に埋立処分することをいう。
- (9) 排出事業場：市内搬入処理しようとする産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)が排出される県外の事業場をいう。
- (10) 収集運搬業者：産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を収集運搬するため、法の規定により排出事業場を管轄する都道府県知事等及び福山市長の許可又は広島県知事の許可を受けた者をいう。
- (11) 処分業者：産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を処分するため、法の規定により福山市長の許可を受けた者をいう。
- (12) 処理業者：産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の収集運搬業者及び処分業者をいう。
- (13) 優良認定業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省

令第35号)第10条の4の2又は同条第10条の16の2に定める基準に適合する者として福山市長の認定を受けた者をいう。

(14) 大臣認定業者：次のいずれかに該当する者をいう。

イ 法第15条の4の3の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者。

ロ 法第15条の4の4第1項の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者。

(関係者の責務)

第3条 排出事業者及び処理業者は、県外産業廃棄物(県外特別管理産業廃棄物を含む。)を市内搬入処理する場合には、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議)

第4条 排出事業者は、県外産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して市内搬入処理しようとする場合には、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第1号による事前協議書により市長に事前協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物性状表(別記様式第2号)

(2) 産業廃棄物に係る有害物質について(別記様式第3号)

(3) 分析証明書の写し(国、地方公共団体又は計量法(平成4年法律第51号)第107条に基づく登録を受けた者が、6か月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書)(市長が添付の必要がないと認める場合はこの限りではない。)

(4) 関係する処理業者の法に基づく許可書の写し

(5) 市内搬入処理に係る関係者の役割等が記載された書面(委託契約書の写し又は確約書)

(6) 最終処分場の前年度の処理実績及び当該年度の処理計画(別記様式第4号)(中間処理の場合を除く。)

(県外産業廃棄物の搬入に係る通知書の交付)

第5条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該事前協議に係る産業廃棄物の適正処理が図られるものと認める場合は、別記様式第5号による通知書を当該事前協議書を提出した排出事業者に交付するものとする。

2 前項の通知書における搬入期間は、3年を超えない期間とする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る変更協議等)

第6条 前条の規定により通知書の交付を受けた排出事業者(以下「通知書受領者」という。)が当該通知書により承認された事項のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第1号による変更協議書により市長に変更協議しなければならない。

(1) 産業廃棄物の種類

- (2) 産業廃棄物の量(事前協議した量の1.1倍以上に増加する場合に限る。ただし、増加量が5 t (又は5 m<sup>3</sup>) 未満の場合を除く。)
  - (3) 処分方法
  - (4) 搬入期間(事前協議した搬入期間の最初の日から3年を越えない期間内で延長する場合に限る。ただし、搬入期間を30日以内で延長する場合を除く。)
  - (5) 自己処理又は委託処理の別
  - (6) 処分業者
  - (7) 処理施設の所在地
  - (8) 産業廃棄物の性状
  - (9) 産業廃棄物の排出工程
- 2 前条の規定は、前項の変更協議について準用する。
- 3 通知書受領者が当該通知書により承認された事項のうち次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記様式第6号による変更届出書により市長に届け出なければならない。
- (1) 排出事業者の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)
  - (2) 排出事業場の名称及び所在地の表示
  - (3) 収集運搬業者
  - (4) 搬入期間(30日以内で延長する場合に限る。)
  - (5) 産業廃棄物の量(事前協議した量の1.1倍以上に増加する場合であって、増加量が5 t (又は5 m<sup>3</sup>) 未満の場合に限る。)

(優良認定業者への県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の特例)

- 第7条 排出事業者は、県外産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して市内搬入処理しようとする場合において、当該排出事業者又は当該市内搬入処理に係る処分業者が優良認定事業者であるときは、第4条の規定にかかわらず、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第7号による事前協議書により市長に事前協議しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 2 前項による事前協議をした排出事業者は、当該事前協議に係る事項(第4項に規定する事項を除く。)を変更しようとするときは、別記様式第7号による変更協議書により市長に変更協議しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第5条の規定は、第1項の事前協議及び前項の変更協議について準用する。
- 4 第1項の規定による事前協議をした排出事業者は、当該事前協議に係る事項のうち第6条第3項第1号から第5号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記様式第6号による変更届出書により市長に届け出なければならない。

(県外特別管理産業廃棄物の搬入に係る事前協議)

第8条 排出事業者は、県外特別管理産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して市内搬入処理しようとする場合には、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第8号による事前協議書により市長に事前協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 特別管理産業廃棄物性状表(別記様式第2号)
- (2) 特別管理産業廃棄物に係る有害物質について(別記様式第3号)
- (3) 分析証明書の写し(国、地方公共団体又は計量法(平成4年法律第51号)第107条に基づく登録を受けた者が、6か月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書)(市長が必要と認める場合を除く。)
- (4) 市内搬入処理する特別管理産業廃棄物の写真
- (5) 関係する処理業者の法に基づく許可書の写し
- (6) 市内搬入処理に係る関係者の役割等が記載された書面(委託契約書の写し又は確約書)
- (7) 搬入経路図
- (8) 最終処分場の前年度の処理実績及び当該年度の処理計画(別記様式第4号)(中間処理の場合を除く。)

(県外産業廃棄物の搬入に係る手続きの準用)

第9条 第5条、第6条及び第7条の規定は県外特別管理産業廃棄物について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項」とあるのは「第8条第1項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「別記様式第5号」とあるのは「別記様式第9号」と、第6条第1項中「前条」とあるのは「第9条において準用する第5条」と、「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第8号」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第9条において準用する第5条」と、同条第3項中「別記様式第6号」とあるのは「別記様式第10号」と、第7条第1項中「県外産業廃棄物」とあるのは「県外特別管理産業廃棄物」と、「別記様式第7号」とあるのは「別記様式第11号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第9条において準用する第7条第1項」と、「別記様式第7号」とあるのは「別記様式第11号」と、同条第3項中「第5条」とあるのは「第9条において準用する第5条」と、「第1項」とあるのは「第9条において準用する第7条第1項」、「前項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」、同条第4項中「第1項」とあるのは「第9条において準用する第7条第1項」と、「別記様式第6号」とあるのは「別記様式第10号」と読み替えるものとする。

◆第5条、第6条及び第7条

第5条 市長は、前条第1項（→**第8条第1項**）の事前協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該事前協議に係る産業廃棄物（→**特別管理産業廃棄物**）の適正処理が図られるものと認める場合は、別記様式第5号（→**別記様式第9号**）による通知書を当該事前協議書を提出した排出事業者に交付するものとする。

2 前項の通知書における搬入期間は、3年を超えない期間とする。

第6条 前条（→**第9条において準用する第5条**）の規定により通知書の交付を受けた排出事業者（以下「通知書受領者」という。）が当該通知書により承認された事項のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第1号（→**別記様式第8号**）による変更協議書により市長に変更協議しなければならない。

- (1) 産業廃棄物（→**特別管理産業廃棄物**）の種類
- (2) 産業廃棄物（→**特別管理産業廃棄物**）の量（事前協議した量の1.1倍以上に増加する場合に限る。ただし、増加量が5 t（又は5 m<sup>3</sup>）未満の場合を除く。）
- (3) 処分方法
- (4) 搬入期間（事前協議した搬入期間の最初の日から3年を超えない期間内で延長する場合に限る。ただし、搬入期間を30日以内で延長する場合を除く。）
- (5) 自己処理又は委託処理の別
- (6) 処分業者
- (7) 処理施設の所在地
- (8) 産業廃棄物（→**特別管理産業廃棄物**）の性状
- (9) 産業廃棄物（→**特別管理産業廃棄物**）の排出工程

2 前条（→**第9条において準用する第5条**）の規定は、前項の変更協議について準用する。

3 通知書受領者が当該通知書により承認された事項のうち次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記様式第6号（→**別記様式第10号**）による変更届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 排出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）
- (2) 排出事業場の名称及び所在地の表示
- (3) 収集運搬業者
- (4) 搬入期間（30日以内で延長する場合に限る。）
- (5) 産業廃棄物の量（事前協議した量の1.1倍以上に増加する場合であって、増加量が5 t（又は5 m<sup>3</sup>）未満の場合に限る。）

第7条 排出事業者は、県外産業廃棄物（→**県外特別管理産業廃棄物**）を自ら又は処理業者に委託して市内搬入処理しようとする場合において、当該排出事業者又は当

該市内搬入処理に係る処分業者が優良認定事業者であるときは、第4条の規定にかかわらず、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第7号（→別記様式第11号）による事前協議書により市長に事前協議しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- 2 前項（→第9条において準用する第7条第1項）による事前協議をした排出事業者は、当該事前協議に係る事項（第4項に規定する事項を除く。）を変更しようとするときは、別記様式第7号（→別記様式第11号）による変更協議書により市長に変更協議しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第5条（→第9条において準用する第5条）の規定は、第1項（→第9条において準用する第7条第1項）の事前協議及び前項（→第9条において準用する第7条第2項）の変更協議について準用する。
- 4 第1項（→第9条において準用する第7条第1項）の規定による事前協議をした排出事業者は、当該事前協議に係る事項のうち第6条第3項第1号から第5号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記様式第6号（→別記様式第10号）による変更届出書により市長に届け出なければならない。

（市内搬入処理）

第10条 排出事業者は、市長から第5条第1項（第6条第2項、第7条第3項及び第9条において準用する場合を含む。）の通知書の交付を受けた後でなければ、県外産業廃棄物（県外特別管理産業廃棄物を含む。）を市内搬入処理してはならない。

（大臣認定業者への県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の特例）

第11条 排出事業者は、県外産業廃棄物又は県外特別管理産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して市内搬入処理しようとする場合において、当該排出事業者又は当該市内搬入処理に係る処分業者が大臣認定業者であって、その認定に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）を処理する場合には、第4条、第7条、第8条及び第9条において準用する第7条の規定にかかわらず、毎年6月末までに、前年度の処理状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事後報告者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該認定に係る施設において処理を行った産業廃棄物の種類及び数量

（緊急時の対応）

第12条 市長は、災害・事故時の発生により当該産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）を緊急に処理する必要がある場合、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条に定める義務を免除し、事後報告をもって代えることができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年9月7日から施行する。(一部改正 第10条追加。)
- 3 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。(一部改正 第7条, 第8条及び第9条追加。第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第10条及び第11条一部改正。)
- 4 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。(一部改正 第2条第14号, 第11条追加。第12条一部改正。)
- 5 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。(一部改正 第2条, 第4条, 第6条, 第7条, 第11条, 様式第1号, 様式第3号, 様式第4号, 様式第6号, 様式第7号, 様式第8号, 様式第9号, 様式第10号及び様式第11号一部改正。)